公告

災害時における河川災害緊急対策業務(測量・地質調査・調査検討・設計・用地境界測量等)に 関する協定締結

次のとおり公告します。

令和6年2月16日

関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐近 裕之

1. 協定の概要等

(1)協定の目的

常陸河川国道事務所(河川)の管理区間内において、災害の発生のおそれがある場合及び災害の緊急 対策の必要性が生じた場合に、緊急的な測量・地質調査・調査検討・設計・用地境界測量等を実施し、 被害を受けた施設の早期復旧と被害の拡大防止を図ることを目的とする。

(2)業務の実施区域

常陸河川国道事務所管内の久慈川水系の河川及びその流域常陸河川国道事務所管内の那珂川水系の河川及びその流域

(3) 協定期間

令和6年4月上旬から令和9年3月31日まで

(4) 協定書(案)

別紙-1のとおり

(5) 協定締結後の手続き等

協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業 務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

協定区分	業務内容
1)	工事用測量に関する業務
2	地質調査に関する業務
3	治水対策検討等に関する業務
4	河川管理施設(護岸・堤防・樋管(門)等)の詳細設計に関する業務
(5)	権利者調査・用地境界測量・建物等の調査等に関する業務

3. 資格要件

(1)企業要件

- 1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 一般競争(指名競争)参加資格
 - i)上記2.の区分①については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度 測量に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - ii)上記2.の区分②については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度 地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - iii) 上記 2. の区分③・④については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和 5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - iv) 上記2. の区分⑤については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の受けていること。
 - (会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- 3) 上記2. の区分⑤については、「補償コンサルタント登録規定」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号) 第2条第1項別表の「土地調査部門」及び「物件部門」の登録を受けていること。かつ測量法第55条に基づく登録があること。
- 4) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6)会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(3.(1)2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 7) 平成25年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。
 - ・上記2. 区分①~④: 国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、区分毎に示した業務内容の実績があること。
 - ・上記 2. 区分⑤: 国、都道府県、政令市が発注した用地測量業務のうち、区分毎に示した業務内 容の実績があること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満)の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係を除く。)」における場合に おいて、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここ でいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定(又は新規の認定)」を受けていない事、若しくは、再認定(又は新規の 認定) 時に実績の承継が認められていない場合を指す。

8) 地理的条件

- ・上記2. の区分①については、本店が茨城県内又は栃木県内に所在すること。
- ・上記2.の区分②、⑤については、本店、支店又は営業所が茨城県内又は栃木県内に所在すること。
- ・上記2.の区分③、④については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。 なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争(指名競争)参加資格の別 により以下の通りとする。
 - i) 測量(上記2. の区分①が対象)
 - ・「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争 (指名競争)参加資格審査申請書(測量)の申請書「様式①-1」に記載された本社(店) をいう。
 - ii) 土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務(上記2.の区分②、③、④が対象)
 - ・「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争 (指名競争)参加資格審査申請書(建設コンサルタント等)の申請書「様式①-1」に記載 された本社(店)をいう。
 - ・「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度 の一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設コンサルタント等)の申請書「様式③」に記 された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況 報告書に記載してある営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学(旧大学令 による大学を含む)、高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)又は高等学校(旧 中学校令による実業学校を含む)において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業し た者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐(常に1名以上駐在)している支店等営業 所をいう。
 - iii) 補償関係コンサルタント業務(上記2.の区分⑤が対象)
 - ・「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争 (指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)の申請書「様式①-1」 に記載された本社(店)をいう。
 - ・「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度 の一般競争(指名競争)参加資格申請書(測量・建設コンサルタント等)の申請書「様式③」 に記された支店等営業所のうち、補償業務に関する実務経験を1年以上有していると認め られる者が常駐(常に1名以上駐在)している支店等営業所をいう。
- 9) 設計共同体については、本協定の対象としない。

(2) 技術者要件

1) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」 とは、申請書提出日において3筒月以上の雇用関係にあることをいう。

2) 配置予定技術者の資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

対象区分	資 格
区分①	ア)測量士

E 1/0	マンサ後上(※△サ後晩神が明・選担到日ナ、「海乳・上所五パ甘淋」 フル「片
区分②	ア)技術士(総合技術監理部門:選択科目を「建設―土質及び基礎」、又は「応
	用理学一地質」)
	イ)技術士(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門:選択
	科目を「地質」)
	ウ) 国土交通省登録技術者資格(施設分野:地質・土質-業務:調査)
	エ) 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基
	礎」) (上記ウを除く)
区分③	ア) 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目)
	イ) 技術士(建設部門)
	ウ) 国土交通省登録技術者資格(施設分野:河川・ダムー業務:計画)
	エ)RCCM(上記ウを除く)
	オ) 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(上記ウを除く)
区分④	ア) 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目)
	イ) 技術士(建設部門)
	ウ) 国土交通省登録技術者資格(施設分野:河川・ダムー業務:設計)
	エ)RCCM(上記ウを除く)
	オ) 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(上記ウを除く)
区分⑤	ア)「土地調査部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管
	理者)
	イ)「土地調査部門」の補償業務管理士
	ウ)「土地調査部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
	エ)行政機関の職員等において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験
	3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

4. 手続き等

(1) 本協定締結申請者は、3. に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、常陸河川国道河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加する ことができない。

(2) 担当部局

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 流域治水課

TEL 029-240-4069 (内線:355)

FAX 029 - 240 - 4086

MAIL ktr-hitachi-chisui@gxb.mlit.go.jp

担当 流域治水課 専門官(水防担当)

- (3) 申請書類
 - 1) 申請書様式-1~5
- (4) 申請書類の交付方法
 - 1) 交付期間

令和6年2月16日(金)から令和6年3月15日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

2) 交付方法

国土交通省常陸河川国道事務所ホームページよりダウンロードすること。

URL https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi01203.html

(5)申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1)提出方法

書面を持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、FAX 又は電子メールにより提出すること。

郵送で提出する場合は、封筒の表に会社名・協定の申請書である旨の記載をすること。

FAX 及び電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

2) 提出期間

令和6年2月16日(金)から令和6年3月15日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

3) 提出先

上記(2)に同じ。

(6)企業の業務実績として記載する業務のテクリス(登録されていない場合及びテクリスの記載内容で業務内容が確認できない場合は、その業務を実施したことを確認できる書類(契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分))の写しを提出するものとする。

(7) その他

- 1)申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書は、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。(様式は自由とするが、参考として質問書様式を参考資料に示す。)
 - ① 提出方法

上記(5)1)と同じ。

② 受領期間

令和6年2月27日(火)から令和6年3月11日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く 毎日8時30分から17時15分までとする。

③ 提出先

上記(2)に同じ。

- 6)複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。
- 5. 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。

6. 協定締結者への通知

本協定の締結についての通知は、令和6年3月28日(木)をもって協定締結者に通知する予定である。

7. 非締結に関する事項

- (1) 協定を締結しなかった者(参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者等)は、担当部局に対して締結しなかった理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)
 - ① 提出期限:令和6年4月4日(木)17時15分
 - ② 提 出 先: 4. (2) に同じ。
 - ③ 提出方法: 4. (5) 1) に同じ。
- (2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和6年4月11日 (木) までに、説明を求めた者に対し、 書面にて回答する。